

平成30年1月25日  
国土交通省中部地方整備局  
沼津河川国道事務所

## 2月1日に「都市・地域再生等利用区域」を指定します

～函南町(狩野川右岸塚本地区)において、地域の声やニーズを活かした河川空間のオープン化がスタート～

中部地方整備局は、静岡県函南町長から平成30年1月12日に提出のあった  
狩野川右岸及び大場川左岸の函南町塚本地区周辺における「都市・地域再生等  
利用区域の指定等についての要望書」に応じて、都市・地域再生等利用区域の指  
定を平成30年2月1日に行います。指定にあたり、下記のとおり指定書の授与式  
を行います。

※河川敷地占用許可準則における特例により、協議会等により地域の合意が図られた地方公共団体からの要望を踏まえ、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」に指定すれば、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店等につき民間事業者等への占用許可も可能となります。

### 1. 授与式の日程

#### ○内容

日時 : 平成30年2月1日(木) 11時30分～12時00分

会場 : 道の駅伊豆ゲートウェイ函南 1F交流室  
(静岡県田方郡函南町塚本887-1)

出席者 : 函南町長、中部地方整備局長、沼津河川国道事務所長

2. 添付資料: 計画概要(別紙1)  
都市・地域再生等利用区域制度の概要(別紙2)

3. 配布先 : 中部地方整備局記者クラブ、  
沼津記者会、三島記者クラブ

4. 解禁指定: 平成30年2月1日(木)

#### <問い合わせ先>

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所

副所長(河川) すぎやま のりゆき  
杉山 紀行

河川管理課長 ますだ しんいち  
増田 進一

電話 055-934-2011

# 計画概要

## 1 目的

函南町では、「第六次函南町総合計画」に基づき、一級河川狩野川の塚本地区に「川の駅」を設置し、川の駅施設及び狩野川の水辺空間を活かしたまちづくりを位置づけ、その実現に向けた取り組みを進めている。

このようななか、「函南町塚本地区かわまちづくり計画」を作成し、本計画は、平成28年3月28日付けで国土交通省水管理・国土保全局長から「かわまちづくり支援制度に係る計画」として登録を受けた。さらに、平成29年9月5日には、「函南塚本地区狩野川利活用調整協議会」を立ち上げ、河川敷地の適正かつ公平、安全な利用を確保し、利用者の憩いの場と水辺の賑わいの創出を図ることで、当町が目指すまちづくり、都市及び地域の再生を図ることを目的とする。

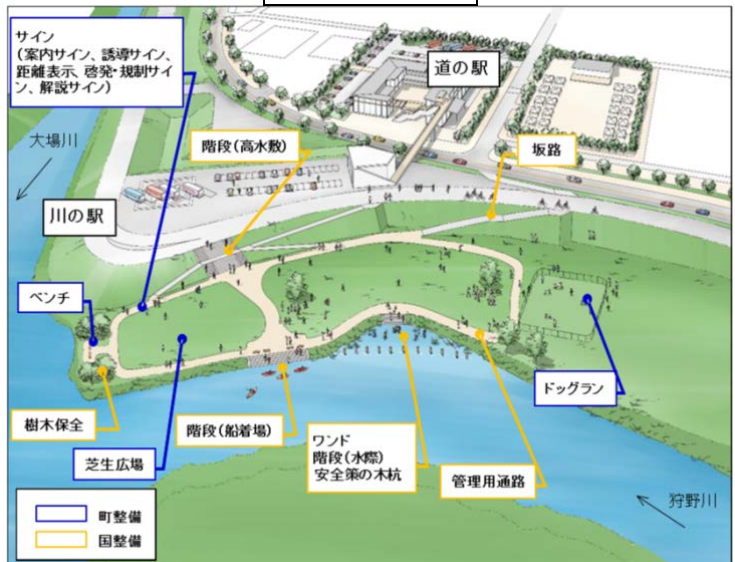
## 2 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

広場及び広場と一体をなす売店、案内所、オープンカフェ、照明、音響施設、バーベキュー場、船着場、日よけ、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（サイクルステーション、ドッグラン）

## 3 都市・地域再生等占用主体

函南町長

整備イメージ



位置図



都市・地域再生等利用区域及び会場

・上記整備イメージは、平成28年3月登録の「函南町塚本地区かわまちづくり」計画のハード整備メニュー案です。現在、これを基に沼津河川国道事務所と函南町とで平成31年春を目途に整備工事を推進しています。なお、ワンドや樹木保全等一部で修正をする事があります。



## 都市・地域再生等利用区域の制度概要

### 1. 制度の概要

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

#### ●利用可能な施設●

広場、イベント施設、船着場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）

日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

### 2. 都市・地域再生等利用区域の指定にかかる手続き

